

## 第 8 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和 4 年 1 1 月 1 1 日 (金) 午後 3 時 0 0 分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第 3 会議室			
出席委員( 12 名)	1 番 山下 和子 委員	2 番 蔵本 孝広 委員	3 番 横川 力 委員	4 番 山上 真治 委員
	5 番 長谷川 誠一 委員	6 番 谷岡 貞幸 委員	7 番 山本 美代子 委員	8 番 土海 政信 委員
	9 番 清水 武敏 委員	10 番 尾川 寛信 委員	11 番 山田 隆雄 委員	12 番 下田 健一 委員
欠席委員( 0 名)				
推進委員( 7 名)	13 番 徳岡 正裕 推進委員	14 番 河井 勝重 推進委員	15 番 山下 昇 推進委員	
	17 番 山本 正義 推進委員	18 番 岡本 章 推進委員	19 番 中村 博 推進委員	20 番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員( 1 名)	16 番 井坂 正昭 推進委員			
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第 33 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 第 34 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について 第 35 号議案 非農地の現況証明について 第 36 号議案 農用地利用集積計画の決定について 第 37 号議案 農用地利用配分計画の策定について 第 38 号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報 告 事 項	第 1 号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第 2 号 電気事業者が行う送電施設等の設置に係る事業計画について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第 1 号 公共事業の施行に伴う農地転 用報告について</p>	<p>事務局</p> <p>下田委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）  （議長）</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和 4 年度 第 8 回農業委員会の定例総会を開催します。 農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号 12 番の下田健一委員でございます。よろしくお願い致します。 （農業委員会憲章の唱和） はい、ありがとうございました。ご着席ください。 それでは総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。 （長谷川会長あいさつ 中略） ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により会長が議長となります。では進行をお願いします。 それでは議長として会を進行させていただきます。 本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。 日程 2 番、「議事録の署名委員の指名」についてを議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして議長において指名することに、ご異議はございませんか。 （「なし。」の声） ご異議なしと云う風に認めます。それでは議事録署名委員には 1 番の山下和子委員、それから 2 番の蔵本孝広委員。両名を指名致します。なお会議書記には、事務局の方へお願いします。 次に日程 3 番、報告事項に移ります。 報告事項第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」、このことについて説明してください。 報告事項 第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。 次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報</p>

告するものです。

(資料は 2-1 頁、資料 1 の 1 頁から 3 頁)

番号 1 届出人は、宇谷 有限会社●●。土地の所在は大字埴見、議案書記載の 3 筆です。中部総合県土整備局所管の埴見川外河川及び道路災害復旧工事に係る一時転用で、工事用道路、資材置場、残土仮置場です。先月の総会でご案内させて頂いた案件であります。

期間は、令和 4 年 10 月 20 日から令和 5 年 3 月 10 日まで。

位置図につきましては頁をめくって頂き 2-1 で、赤枠で囲っている筆の内、青色の斜線をしている箇所が一時転用の場所でございます。それから別添の資料 1。資料 1、1 頁が公図、2 頁が工事の概要図と仮設道路の標準断面図、そして 3 頁が横断面図であります。これが番号 1。

議案書、また 2 頁に戻って頂きまして。

(資料は 2-2 頁、資料 1 の 4 頁と 5 頁)

番号 2 届出人は、倉吉市 有限会社●●。

土地の所在は、大字藤津の議案書記載の 3 筆であります。中部総合県土整備局所管の藤津 1 地区急傾斜地崩壊工事に係る一時転用で、仮設道路、土砂の捨て場、材料置場であります。

期間は、令和 4 年 10 月 20 日から令和 5 年 3 月 24 日までです。

位置図につきましては、頁をめくって頂き 2-2 です。あやめ池の向かい側ですね。これも赤枠で囲っている筆の内、青色の斜線をしている箇所が一時転用の場所と云う事になるんですけども。資料 1 の 4 頁、ご覧頂いて、公図です。それから 5 頁が事業計画の概要図です。工事用道路平面図と、それから道路の標準断面図が記載されております。

続きまして。

(資料は 2-3 頁、資料 1 の 6 頁と 7 頁)

番号 3 届出人は、北栄町 株式会社●●。土地の所在は、はわい長瀬の議案書記載の 2 筆であります。国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所所管の令和 3 年度北条道路はわい長瀬地区地盤改良他工事に係る一時転用で、埋蔵文化財調査の駐車場及び作業員休憩所であります。

期間は、令和 4 年 10 月 21 日から令和 7 年 1 月 31 日までであります。

位置図につきましては、本冊頁をめくって頂き 2-3 です。はわいインターの海側、北側の所になります。それで資料 1 の 6 頁ですね。資料 1 の 6 頁が公図。それから 7 頁が埋蔵文化財調査

<p>第 2 号 電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>駐車場計画図と云う事で記載をされております。</p> <p>今日、現地確認の際に通掛かりましたけども、駐車場のための舗装工事をやりました。そう云う状況でございます。</p> <p>報告事項第 1 号につきましては以上です。</p> <p>次に、報告事項第 2 号「電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について」、このことについて説明してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同法施行規則第 29 条第 13 号に規定する送電用施設及び送電用電気工作物等の設置に係る事業計画について、施工事業者から通知があったので報告するものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁から 3-3 頁、資料 1 の 8 頁から 16 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、岡山市北区 ●●株式会社。土地の所在等は、議案書に記載の大字羽衣石の 4 筆と大字別所の 3 筆であります。</p> <p>一時転用の用途は議案書記載各筆の附記のとおりであります。事業目的は一覧表の下の欄に記載しておりますとおり、経年鉄塔の建て替えと、除却工事の作業用地並びに仮設設置であります。</p> <p>施工は届出人ですが、事業主体は●●株式会社であります。</p> <p>位置図は本冊頁をめくって頂き、3-1 が大字羽衣石の勝負谷梨団地の 4 筆。それからもう一つ、頁をめくって頂き 3-2 が大字別所の 3 筆のうち、別所集落南側果樹園地帯の 2 筆。そして 3-3 が大字別所の東郷ダムに近い所の 1 筆であります。</p> <p>次に資料 1 の 8 頁を願います。資料 1 の 8 頁、こちらに、線路経過地図と云う事でございますけども。地図に青丸が記載されている場所がこの度の申請箇所でございます。</p> <p>そして頁をめくって頂き、9 頁が大字羽衣石の関係箇所図面と云う事で、届出の場所が、ちょっと分かり難いんですけども黄色に塗ってあります。黄色、ふた所。上の方と、それから中央付近に黄色があります。</p> <p>それから頁をめくってもらって、次 10 頁が大字羽衣石の公図。工事に使用する場所を赤く塗ってあります。そして 11 頁と 12 頁がそれぞれ羽衣石の土地利用計画図であります。</p>
---	-------------------	---

<p>4 議事 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>そして次 13 頁が大宇別所の関係個所図面で、9 頁と同様に届出の場所が黄色に着色してございます。そして 14 頁 15 頁 16 頁にそれぞれの土地利用計画図を付けておりますのでご確認ください。以上であります。</p> <p>ちょっと、図面を見るのに目が届かないかと思えますけども。以上で報告の説明を終わります。これは報告事項でございますので、取り敢えずご了承下さい。</p> <p>なお、皆さん方の方からですね、この図面、ずーっと見て頂きましたが、何かと尋ねとかがございましたら、どうぞ挙手の上発言してください。</p> <p>総てに目が届かんと思えますけども、特に皆さんの方ですね、気になっている事案があるかと思えます。</p> <p>第 1 号がですね、いわゆる災害復旧工事が 3 件。それから第 2 号がですね、高圧線の送電線用のこの事業に伴う内容でございます。良いかな。</p> <p>(「良いです。」の声)</p> <p>それでは無いと云う事で、ご質問無い様でございますので、これで報告事項を終わらせて頂きます。</p> <p>次に日程 4 番、議事に移ります。</p> <p>議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、北栄町●●。譲受人は、藤津●●。土地の所在、大宇藤津——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況 畑。面積は 382 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>権利取得後の経営面積は 75 アールで、贈与による所有権移転でございます。位置図は本冊頁をめくって頂き 4-1 であります。申請地を赤囲いしてありますが、藤津から宮内に至る農道を、その途中から南西側に伸びる尾根伝いの別れた農道の道すがらと云う事になります。</p> <p>続いて。</p>
---	----------------------------------	---

	<p>議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>(資料は 4-2 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、番号 1 と同じく北栄町●●。譲受人は、宮内●●。</p> <p>土地の所在、大字藤津——と大字藤津——。地目は何れも台帳・現況とも畑、利用状況 畑。面積は 339 m<sup>2</sup>と 93 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>権利取得後の経営面積は 1,504 アールで、農用地区域外の贈与による所有権移転です。</p> <p>位置図は本冊頁をめくって頂き 4-2 です。4-1 と同じ位置図なんですけれども、近い所でございます。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>以上で説明が終わりました。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>どうぞ、ご遠慮なく。</p> <p>じゃあちょっと聞いて見ようかな。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>これ、現状はね、畑になってるけど梨かなんかですか。渡し人と受け人はどう云う関係かな。そのあたりを説明してください。</p> <p>現状は、先ず番号 1 の方は梨ですかね。何れにしましても、今土地を耕作している人が土地を貰われると云う事で伺っております。番号 1 については●●さん、それから番号 2 については●●さんがそれぞれ借りて作っておられるんですけども。処分をしたいと云う事で貰ってくださいなど。そう云う状況でございます。</p> <p>1 番が梅、2 番が梨ですね。</p> <p>その他にありますか。それでは、その他にはご質問無い様でございます。</p> <p>それではこれで質疑を終結し、採決を行います。</p> <p>議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否の決定についてを採決致します。原案のとおり、この申請を認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について</p>
--	--	---

<p>議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>は、原案のとおりに可決を致します。</p> <p>次に、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁及び資料 2 の 1 頁から 7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 はわい長瀬——。現況地目は畑。転用面積は 900 m<sup>2</sup>。</p> <p>転用計画の用途は住宅用地。施設概要は共同住宅 2 棟と駐輪場外と云う事でございます。建築面積は 252.78 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>譲受人は、久留●●。譲渡人は、水下●●。契約内容は、売買による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地。区分決定根拠は 駅・役場等から 300m 以内であります。自動車専用道路の出入り口から 300m 以内と云う事でも同様の取扱いとなりますので、そう云う事で判断をさせて頂きました。</p> <p>許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、建築面積 118.15 m<sup>2</sup>の共同住宅が 2 棟、17 台分の駐車場のほかに駐輪場・物置・ボンベ室を整備するものであります。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書、並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>本冊頁をめくって頂き 5-1 が位置図であります。上に見えるのが、はわいインターの交差点。写真が古いのでちょっと現状とは異なっておりますけども。インターに近い所と云う事で確認を頂きたいと思えます。</p> <p>現地の写真につきましては、資料 2 の 1 頁であります。ご覧のとおりちょっと、一部松の木が自然に生えて大きくなってらるんですけども。赤枠で囲っておる、その所でございますが。</p> <p>資料 2 の方、頁をめくって頂きまして 2 頁目が公図。3 頁目が土地利用計画図。4 頁目が建物平面図で 5 頁目が建物の断面図。</p>
--	---------------------	--

		<p>そして6頁が申請地内の雨水と汚水の配管、並びに右側に赤く書いてある所が畑地かんがい配管、スプリンクラーの振替が示されている図面であります。</p> <p>そして7頁が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図であります。</p> <p>番号1につきましては以上でございます。そして本冊5頁に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は、5-2頁及び資料2の8頁から15頁)</p> <p>番号2 土地の所在 大字上浅津——。現況地目は畑。転用面積は252㎡。</p> <p>転用計画の用途は住宅用地で、施設概要は一般個人住宅であります。建築面積は86.12㎡。</p> <p>譲受人は、倉吉市●●。譲渡人は、上浅津●●。契約内容は、売買による所有権移転でございます。立地基準の判定に係る農地区分は 第2種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域に近接する区域内であります。許可根拠規定は集落接続。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅1棟、そして2台分の駐車場を整備するものでありまして、農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者はありません。農地がございません。</p> <p>頁をめくって頂いて5-2が位置図でございます。5-2の方、写真が古いので、赤字で宅地と書いてある所には現在住宅がどちらも建っている状態でございます。</p> <p>そして現地の写真につきましては、資料2の8頁と9頁。8頁の下の写真は申請地西側から、いわゆる建築基準の接道にあたる部分の方側を見たところですね。それから左側の上下の写真は北側から南側に向かって撮影をしております。</p> <p>それから頁をめくって頂いて9頁が、南側の水路から北側に申請地を望んだ写真と云うものがあります。</p> <p>頁をめくって頂いて10頁が公図。11頁が土地利用計画図で、その中に赤線で汚水の配管、そして水色で上水の配管が記載をされております。</p> <p>それから次12頁が雨水の処理と云う事で記載をされておまして、雨樋で受けた水を最終的には南側の水路に排水をする計画でございます。</p> <p>13頁が造成計画図と云う事で添付されておりますけども大規模な造成ではなくて、ちょっと表土をスキ取って整地をすると云う造成でございます。</p>
--	--	--



	<p>議長</p> <p>山下和子委員</p>	<p>それから 14 頁が建物立面図。そして 15 頁が申請地周辺の上水道・下水道の管路図でございます。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。</p> <p>それではこれで、説明は終わりました。引き続き現地調査委員による調査の報告をして頂きます。</p> <p>それでは申請番号 1 番の案件を、1 番の山下和子委員より現地の確認報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>今日ですね、1 時に会長、職務代理、蔵本委員、河井委員、そして私と事務局 2 名の合計 7 名で現地の方を確認して参りました。</p> <p>番号 1 の件でございますが、湯梨浜町はわい長瀬と云う事でございます。それで本冊の 5-1 の方を見て頂きますと、場所の方は先ほど説明がありました様にインターの交差点の道路の所でございます。赤い所が申請地になっていますので。そこはちょっと坂になっていて、東隣の下側の土地は宅地になっていました。</p> <p>そして資料 2 の方でございますが、先程言われた様に松がちょっと生えていて、バラバラと生えていた状態でございます。</p> <p>そこには共同住宅と云う事で、2 棟建てられると云う事で。それと駐車場 17 台を設ける様になっています。</p> <p>場所として、それで排水の方の処理の方もしてあることから、雨による土砂の流出の恐れは無く、周りの農地への支障も無い様ですので、この転用計画を認めることについて問題は無いことを委員全員で確認致しました。</p> <p>それでは次に申請番号 2 番。この案件をですね、14 番の河井勝重委員より報告をして頂きます。</p> <p>はい。それでは番号 2 番を河井が報告させていただきます。</p> <p>まず、私、地元でして。上浅津でして、どうかと思っ確認して来ました。</p>
	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p>	<p>それでは次に申請番号 2 番。この案件をですね、14 番の河井勝重委員より報告をして頂きます。</p> <p>はい。それでは番号 2 番を河井が報告させていただきます。</p> <p>まず、私、地元でして。上浅津でして、どうかと思っ確認して来ました。</p>

	<p>議長</p> <p>山田委員</p> <p>議長</p> <p>山田委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>本冊の 5-2 ですね、上浅津のは入り口なんですわ。それで見て頂いたら分かると思いますけど、2年か3年ほど前に両側はもう宅地に変わっておりまして、真ん中の土地だけ農地として残してありました。この度売買された様でして。</p> <p>それでこの別冊資料の 2 の 8 頁、それから 9 頁を見て頂いたら分かると思いますけど。8 頁の上の方の写真の所に家を建てると。それから右下が道路って云いますか、通路になる訳でして。これを個人の道路にと。</p> <p>それから、さっき事務局が言った様に 9 頁は川なんですわ、写ってるのは。それで丁度この場所に建てると云う様な事です。この土地は両側に家が出来てますから、それで周りも宅地になってるし周辺農地への支障も無いし、この転用を認めることに問題は無いと全員で確認しました。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。以上で現地調査委員による報告を終わります。</p> <p>これより一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっとすみません、じゃあ。</p> <p>はい、どうぞ。どうぞ山田委員発言してください。</p> <p>畑を宅地にするって云う、かぎ型の土地ですね、今回。それで今までは道路に出入りするのには何の支障もなく、後の二つの宅地は通ってたところなんですわ。恐らく。</p> <p>それを真ん中に宅地が入って来たもので、ハッキリさせようって云う様な感じですか。他の人は通られないと云う様な事もないでしょう。</p> <p>それではこの出入り口の件についての質問。説明してください。</p> <p>5-2 の図面で、取り敢えず位置図をご覧頂きまして。申請地の右左に家が建ってます。左側の家の方は町道べりに建ってますから、出入りの道って云うのは特に問題はない。</p> <p>それで、問題になって来るのは、右側に建ってる家が建築基準法の接道をどう取るか、と云う事になって。結局は町道に 2m の幅員で接する道が必要だからと云う事で、そもそもこう云う風な恰好になっております。</p> <p>何れにしても、先々宅地に変わるかもしれないと云う事で、真ん中の土地についても接道となり得る 2m の幅を、用意をしてあった。将来的にはどう使うか分からないと云う事で、計画的な。そう云う事で 2m の、合わせて 4m の出入りの道が以前からあったと云う状態です。</p>
--	--	--

	<p>山田委員 事務局 山田委員 事務局 議長 山田委員 議長 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員  議長 事務局  議長 徳岡推進委員 議長</p>	<p>そうですね。それをこの度はっきり線引きしたと云う事ですね。 そうですね。 まあ、誰が通っても良いけど。 住んでの方しか通らない道ですけど、そう云う事です。 以上で終わりますが、良いですか。 はい。 その他にございますか。お尋ねはございますか。 はい。 どうぞ、徳岡委員。発言してください。 1番のはわい長瀬の、アパートが出来る。住宅ですか。これの施工年月日と完成は分かかりますか。 それでは説明してください。 申請書の方では、許可が出ればすぐに工事に掛かりたいと。完了予定は来年の3月を計画しておられます。 この説明で良いですか。 はい。 その他に、ご意見ございますか。 無いですか。それでは質疑無しと認めます。これにて質疑を終結し、これより採決を行います。議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請」に対する意見決定についての採決を行います。 まず、1つ2つございますが、個別に採決を行います。番号1番の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。次に番号2の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請」について</p>
--	--	---

議案第 34 号  
非農地の現況証明について

(議長)  
事務局

は、原案のとおり意見決定を致します。

次に、議案第 34 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明してください。

議案第 34 号「非農地の現況証明について」を説明します。

次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。

(資料は 6-1 頁、資料 2 の 16 頁と 17 頁)

番号 1 申請人は、宇谷 有限会社●●。土地の所在 大字筒地——。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 1,800 ㎡。

こちらは平成 27 年度からの県施行地すべり対策工事のため当該土地への行き来が出来なくなり、山林化したものであります。

頁をめくって頂き 6-1 が航空写真の位置図。石脇集落から筒地集落にずっと上って行く県道の途中と云う事になります。ご覧頂いたとおり、辿り着く道がない場所と云う事で確認が頂けるかと思えます。

後、それから現地の写真につきましては資料 2 の 16 頁。すみません。写真が非常に撮りづらい所で 1 枚しか撮っておりませんが、丁度赤で印をしておりますけども、下のラインの辺りが、丁度ステップみたいになってるんですけども、小段になっておりますけども。その小段より上側、山の半分辺りが竹林になっている場所がございます。そして頁をめくって頂き 17 頁が公図であります。

すみません、また議案書戻って頂いて 6 頁。

(資料は 6-2 頁、資料 2 の 18 頁と 19 頁)

番号 2 申請人は、久留●●。土地の所在 はわい長瀬——。地目は台帳 畑、現況 宅地。面積は 18 ㎡。

平成 5 年頃農業倉庫を建築し、その後建築設計事務所を増築し現在に至るものであります。

本案件は今年の 8 月総会で非農地証明の決定をした場所と一体の筆でありまして、申請者が 8 月案件の地目変更登記手続きをする際に本申請土地の地目が畑であることが分かったため、追加して証明願いの申請をおこなったものでございます。

議案第 35 号	議長	<p>頁をめくって頂き 6-2 が航空写真による位置図。建物がほんのちょっとだけ掛かっている様な場所なんですけども、赤く塗っております。</p> <p>それから資料 2 の 18 頁が現地の写真ですけれども、下の 2 つの写真は建物の全景と云う事になりますけども。今回問題となっておりますのが上の写真。これは北側の方になるんですけども、赤く線で囲っておる所が申請の筆と云う事になります。頁をめくって頂いて、19 頁目が公図でございます。説明は以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、引き続き調査委員による現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>先ほど事務局からも説明がございましたが、番号 2 番の案件につきましては、8 月の定例総会の際に現地の確認をしておりますので、この番号 2 番については割愛をさせていただきます。</p> <p>それでは番号 1 番の案件を、2 番の蔵本孝広委員より、現地の調査報告をして頂きます。お願いします。</p>
	蔵本委員	<p>大字筒地で、現場は先ほど説明がありましたけど別冊の 16 頁。右下に見える所が県道で、そこから入る事が出来ないと云う事で。県の施行で地すべり対策工事を行った関係で出入りが出来なくなったと云う事で、復元するのは困難と云う事で、委員全員で確認したところです。</p> <p>以上です。</p>
	議長	<p>以上で調査委員による現地確認の報告は終わります。これより質疑を行います。</p> <p>皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無しと認めます。これより可否決定の採決を行います。</p> <p>まず、番号 1 の案件でございますが、原案のとおり可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。次に申請番号 2 番の案件、これを原案のとおり可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 34 号「非農地の現況証明」については、原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に、議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明してくだ</p>

<p>農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局</p>	<p>さい。</p> <p>議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 4 年 11 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、7-1 頁と 7-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借人 2、貸人 2。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年以上 6 年未満が 1 件で 1,497 m<sup>2</sup>、10 年以上が 1 件で 1,551 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 3,048 m<sup>2</sup>。利用権設定面積率は 0.024%であります。</p> <p>次の頁 7-2 が各筆明細の一覧であります。なお、整理番号 2 番は中間管理事業分でございます。こちらは自然農法で新規就農したいと云う希望者がありまして、それで地権者との協議が整ったものであります。</p> <p>以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑無しと認めます。それではこれより採決を行います。</p> <p>議案第 35 号の「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 35 号の「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり意見決定を致します。</p>
<p>議案第 36 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 36 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 36 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p>

<p>議案第 37 号 農業振興地域整備計画の変更 について</p>	<p>議長 事務局 議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>資料 3 の方ですね。資料 3 の 2 頁。めくって頂いて 2 頁、利用配分計画各筆明細をご覧ください。</p> <p>(資料は、資料 3)</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者、倉吉市●●。権利を設定する農用地は、記載の 1 筆で、面積は 1,497 m<sup>2</sup>。設定する権利は令和 5 年 1 月 1 日から 3 年間の賃貸借で、野菜の栽培を行うもので、これは先程の議案、利用集積計画の整理番号 2 番の農地であります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ちょっと、お諮りする前に。●●さんは、この番地を見ると集合住宅に住んでる人かな。と、思われますね。</p> <p>農用具なんかは有るのかな。農耕具と云うか。</p> <p>農機具と云うか、動力の機械は持ってない様です。ただ、自然農法でやりたいと云う事でね。初めて取り組むと云う事で 1 反ちょっとの面積を向かってみると。</p> <p>場所的にも、他の農地からは離れてまして。作ってない田んぼがあるんですけども、そこを借りて作ってみたいと云う事だそうです。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、皆さんの方から質疑を受けます。</p> <p>質疑はありますか。質疑は無い。それでは質疑は無しと云う事で、これより採決を行います。</p> <p>議案第 36 号の「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 36 号の「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 37 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 37 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p>
--	---	--

<p>5 その他</p>	<p>議長  山本正義推進委員 議長  (議長)  事務局</p>	<p>(資料は 9-1 頁)</p> <p>番号 1 申請者は、石脇●●。土地の表示、大字石脇の議案書記載の 3 筆で、面積の合計は 3,621 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>土地の所有者は申請者でございまして、自身が高齢となり農地の管理を助ける家族もいないため植林を計画し、農業振興地域農用地の指定除外を求めたものであります。</p> <p>頁をめくって頂き 9-1 が航空写真の位置図で、赤囲いの筆が申請地であります。右と左に二所あります。</p> <p>農地に色付けしてはありますが、これは令和 3 年の農地パトロール結果に基づく着色で、水色が保全管理、赤色が再生困難な荒廃農地 B 分類と云う事で記録をしている農地であります。</p> <p>申請地につきましては、何れも周辺が B 分類農地に囲まれていると。農地自体もあまり宜しくない状態と云う事で、ご確認が頂けるかと思えます。ご判断をお願い致します。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はありますか。山本さん、ありますか。</p> <p>いやいや。</p> <p>無い。それでは質疑は無しと認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 37 号の「農業振興地域整備計画の変更」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 37 号の「農業振興地域整備計画の変更」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それではその他に行きます。(1) 番「12 月定例総会の日程について」、これをお諮りします。説明してください。</p> <p>○ 12 月定例総会の日程について 12 月 9 日 (金) 午後 3 時 から</p> <p>○ 農家相談会について 11 月 17 日 (木) 午前 9 時～正午</p>
--------------	---	--



6 閉会	議長	<p>担当 : 下田健一 委員、山下和子 委員、徳岡正裕 推進委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業委員会特別研修会について <ul style="list-style-type: none"> <li>11月17日(木) 午後1時受付、午後1時30分～午後4時、場所: 倉吉未来中心</li> </ul> </li> <li>○ 認定農業者協議会との合同研修会について <ul style="list-style-type: none"> <li>11月29日 午後3時から 中央公民館</li> </ul> </li> <li>○ 建議書について <ul style="list-style-type: none"> <li>建議内容についての各々の意見は11月17日に書面を提出</li> </ul> </li> </ul> <p>それでは本総会に付議されました案件は、総て終了致します。以上を持ちまして、令和4年度第8回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうもご苦勞様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時30分)</p>
------	----	--